

第63回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

1. 日時：平成28年8月26日(金)10:00～11:10
2. 場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室
3. 出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員
4. 議題：

(1)「ガスの小売営業に関する指針(案)」について

○八田委員長　それでは、定刻より少し早目ですが、ただいまから第63回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。きょうは、2部に分かれておりまして、最初の1部を開催いたします。

きょうの議題は、ガスの小売営業に関する指針(案)についてというもので、これだけです。

それで、早速議事に入りたいと思います。資料3に基づいて佐合課長よりご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　ご説明申し上げます。資料3でございます。PDFの資料ですと4ページ目であります。ガスの小売営業ガイドラインに関する指針についてということで、来年4月のガスの小売全面自由化に向けて、電気と同じように2つのガイドラインを整備しております。その1つがガスの小売営業ガイドラインでございまして、もう1つがパブリックコメントにかけておりますガスの適正取引に関するガイドラインでございます。本日、小売営業ガイドラインについて、昨日、制度設計専門会合でパブリックコメントを踏まえた委員のご審議をいただいたところでありまして、それを報告し、ご検討いただきたいと思います。

この資料3の2.にございますけれども、小売営業ガイドライン、B to Cの側面に着目したガイドラインでございますが、制度設計専門会合において本年9月から3回にわたって皆様にご審議をいただいたところでございます。その上で、ことしの11月4日からひと月ほどかけてパブリックコメントの募集を行ったところでございます。

全体で14通のご意見をいただいて、その中で複数のご意見もいただいているのがありましたので、コメント数というと30弱のコメントをいただいたところでございます。

まず、ガイドラインの骨格というか、基本的な内容をご説明しますと、3.でございます。小売営業ガイドライン、5つの柱立てからなっております。需要化への適切な情報提供、それから次のページで(2)で営業・契約形態の適正化、3番として契約内容の適正化、4番として苦情・問い合わせへの対応の適正化、5番目として契約の解除手続の適正化でございます。

それぞれここに重立った中身を書かせていただいております。簡単にご説明しますと、問題となる行為、それから望ましい行為の2つの構成でそれぞれなっております。まず需要家への適切な情報提供でございますが、問題となる行為として、需要家に対して自社が有利であるようなあたかも誤認を招くような情報提供をすること、これは問題となる行為の代表例として書かせていただいております。

また、次のページでございますけれども、需要家と契約をする際に当たって解除のときに違約金が発生するのかとか、あるいは内管などの工事費の負担があるのかないのか、その算定方法はどうなっているのか、電気などとのセット割引をするときに、割引の適用条件をしっかりと説明しない、書面交付を行わないことは問題となる行為と整理しております。

また、望ましい行為でございますけれども、これは電気との並びにもなりますが、標準メニューとか平均的な月額使用料金を公表すること、ガス料金に工事費などが含まれている場合に、請求書などにその内訳を明記すること。

それから、需要家がクーリングオフした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合など、需要家が無契約状態となってガスの供給を停止される恐れがある。そのようなことについて、事前にガス小売事業者が需要家に対して一定の説明をすることを望ましい行為としております。

営業・契約形態の適正化でございますけれども、ガス固有のものでございますが、ワンタッチ供給という形で需要家の敷地においてガスの卸を受けて、そこで需要家に対してガスを供給するというスタイル、ワンタッチ供給というのが電気と違ってガスでは可能となっております。

ただ、この形態で供給を行う場合に、契約を解除した場合には、自分がそこで卸を受けている卸売事業者との関係で卸供給契約を解除しないと、需要家が次の小売事業者を選択できないということになりますので、そういったことを不当に怠ることを問題となる行為と整理しております。

契約内容の適正化のところでございますけれども、問題となる行為として、不当に高額
の違約金を設定する、こうすることによって需要家の契約解除を著しく制約する、需要家
の選択肢を制約するというところでございますので、そういう契約条項を設けることを問題
となる行為と。

それから、解除手続とか更新を拒否する手続の方法を明示しない、解除を著しく制約す
る行為をすることを問題となる行為と整理をしております。

苦情・問い合わせへの対応の適正化ということで、望ましい行為ということでございま
すけれども、導管の破損とか導管要因でガスの供給に支障が生じているということが明ら
かな場合には、小売事業者がそこについて何かできるわけではないのですが、ガス導管事
業者が公表しているような情報を用いて、消費者に対してみずから相談や問い合わせに応
ずることが望ましい行為としております。

原因が不明な形でガスの供給支障が発生したときには、例えばガスメーターの操作方法
によって開通する場合がありますので、みずからができ得ることを消費者に対して適切に
行って助言を行う、これを望ましい行為としております。

それから、問題となる行為としては、原因不明なガスの供給支障に対して、消費者から
問い合わせがあったにもかかわらず、自分とは関係ないことだみたいな形で問い合わせに
不当に応じないということは問題となる行為としております。

それから、契約の解除手続の適正化でございます。契約解除に当たっては、解除の申し
入れが本当に契約者本人からのものであるのか、本人確認をしないというのは問題でござ
いますので、それを怠ることは問題となる行為としております。

それから、契約を解除するに当たって、解除予告の通知を行うとか、最終保障約款、あ
るいは経過措置約款を申し込んで、別の事業者からガスの供給を受ける方法があることを
適切に説明しないと問題となる行為と整理をしております。

5つの柱立てで、これ以外にも各項目には幾つかの記載事項がございますけれども、こ
ういった中身になっております

これは、ご審議をいただいた中で、パブリックコメント、先ほど申し上げたとおり、全
体で14通頂戴しまして、資料3の参考資料というところでパブリックコメントが付されて
おります。幾つかご意見をいただいた中で、ガイドラインの中身について、多少その内容
をわかりやすくするという意味でも修正をしたほうがいいのかという箇所が1点
ございましたので、そこに関して追記をしたいと考えております。

それが2. のところでございますけれども、パブリックコメントの中で今回のガスの自由化で事業者の免許の区分が変わるということで、それに伴って保安上の責任をどこの部分について誰が担うかということが変わってくることになります。保安上の責任に関する事項について、もともとガスの小売請負契約を締結するに当たって、事業者は保安上の責任に関する事項を説明するというにはなっていたのですけれども、よりどこの部分について誰が責任を負うのかというのを明確に説明したほうが消費者にとってはわかりやすいのではないかとのご指摘をいただきました。これはごもっともだと思っております。

そこで、四角囲いの中にごございますパブリックコメントを踏まえた修正案と書かせていただいておりますけれども、アスタリスク以下の下線部を追加しております。今回の自由化に伴って、ガスの内管とか消費機器の緊急保安に関しては導管事業者が、また内管の漏洩検査についても導管事業者が負うことになっております。一方で、小売事業者も消費機器の調査、あるいは危険発生防止の周知を保安上の義務として負うことになります。

その誰が何を負うのかというのを、例えばこの中身を具体的に説明するのが好ましいということで、ガイドラインの本体の後ろに参考資料としてくっつけております書面交付、説明義務の具体的な中身を詳細に記したものがございますけれども、そのパートで今申し上げたような保安上の責任区分の具体的な中身、こういった内容を説明するのが適切だということで追記させていただいております。

それ以外、パブリックコメントは次のページ以降、14通全体でございました。今申し上げた保安上の責任に関することに始まって、それ以外にもそもそもガスの自由化に関して必ずしも消費者にその中身が十分周知されていないのではないかと、あるいはガイドラインについて事業者にしっかりと周知徹底すべきというご意見。

それから、ガス特有の問題ではございますけれども、一括受ガスという形で、電気で認められているパターンがガスにおいては認められていないのですが、これに関しては2つの方向からのご意見がありまして、これは保安責任の関係に波及する問題なので、慎重に取り扱うべきというご意見と、ガスと電気とさまざまなエネルギーを供給する過程において、需要家の選択肢を拡大するという観点からも、一括受ガスというのは前向きに認めるべきではないかといったご意見がございました。これは、ガスシステム改革小委員会でガス事業法の今回の解釈としては、一括受ガスは電気と異なって保安上の責任などの明確化という観点から認められないという法律上の整理がなされておりますので、今回のガイドラインでは、一括受ガスに関しては、やはりガス事業法上認められないと整理してござい

す。

ただ、制度設計専門会合の委員の方からも、一括受ガスという形で大口の需要家という形で観念しながら、ガスの小売事業者が需要家を奪い合うということは、ある意味でガスの小売市場の競争の活性化に資するものではないかということで、しっかり需要家のニーズなども聞きながら、継続的に検討すべきといったご意見もいただいております。

今回のガイドラインでは、先ほど申し上げたような整理ではございますけれども、来年4月以降の自由化に伴って、市場の動向がどうなるか、需要家のニーズがどうなるか、保安責任のあり方が適切に整理できるのか、そういったことを市場の状況をみながら検討していくということで考えております。

また、それ以外のご意見としては、小売事業者の消費者への説明義務ということで、経過措置料金が課されない事業者が今後出てくるということなのではございますけれども、その中身について事前に消費者に対してしっかり説明すべきといったご意見もいただきました。これは、法律上の義務として来年の4月1日、全面自由化前に規制料金がかからない事業者というのは、今までの供給条件が変わらないものであったとしても、契約の性質が変わりますので、消費者に対しては経過措置料金がかからない、規制料金が外れるということを明示的に消費者に対して説明するという義務がかかっております。

我々、今、全国でガス自由化に向けた説明会を開催しておりますし、来年、年明けは2つのガイドラインに関して事業者向けの説明会を行っていくということを予定しておりますけれども、その中でも事業者の責務として、ここの部分はしっかり守っていただくようご説明をしていきたいと思っております。

それから、標準メニューや平均的な月額利用料金の公表を義務化すべきではないかということで、これは昨日の専門会合の場でも消費者代表の委員の方からご指摘をいただいたところでございます。ただ、ここの部分について、標準メニューそのものを公表するのは望ましい行為ではあるのですが、ここの公表を法律上義務づけるということまでは事業者の負担にもなりますし、そもそも料金メニューを公表して消費者に対してわかりやすく説明することも含めて、自由化された市場の中でのまさに経営者の創意工夫のしどころでもあると思っておりますので、ここは望ましい行為という形で整理をしたいと思っております。

ただ、電気に関してもここの部分に関しては望ましい行為ということで整理をしておりますけれども、我々フォローアップということで、小売営業ガイドラインの遵守状況とか

それに関する取り組み状況をアンケート調査でやっております。ガスに関しても、こういったことを通じて標準メニューの公表、あるいは平均的な月額利用料金の公表がどの程度の事業者において取り組まれているかというのはしっかりウオッチしながら、またその結果を事業者にフィードバックすることによって、望ましい行為を促していきたいと思っております。

それから、その他の意見としては、ワンタッチ供給、先ほど申し上げたガス固有の仕組みでございますけれども、これに絡んでむしろこれは構造的、制度的なご指摘ではあるのですが、ガスの卸供給を義務化すべきではないかといったご意見もございました。ガスは、電気と違って取引所がないものでございますから、小売市場での競争を促すという意味では、より自由なガスの卸取引ができる環境が望ましいということではございますけれども、これは小売営業ガイドラインではなくて、今、パブリックコメントに書かれております適正取引ガイドラインでガスの卸供給に応じることのできる事業者は、他からの求めに応じてみずからの事業の遂行に支障がない範囲でガスの卸供給に積極的に応じることが望ましいと。望ましい行為とまずは整理をさせていただいております。

ガスの卸供給の義務化に関しても、電力と違って取引所がないということで、取引の活性化を本来ならばガスシステム改革小委員会で議論すべきではなかったのかというご指摘も委員の中からはありました。これは、来年4月1日以降、ガスの小売市場と競争がどの程度活性化するかが仮に余り進まないということで、その原因が卸供給の低調なところに原因がみつけられるのであるならば、そこで何がしかの措置が必要かどうかということは検討していかなくてはいけない継続課題かなと思っております。

それ以外、二重導管の規制は撤廃すべきであるとか、ガスの託送の実現をすべきだといったご指摘もいただきました。ただ、これはいずれも重要なご指摘ではあるのですが、法律上の措置を伴うものでもありますし、このガイドラインというのは今のガス事業法の枠内で事業者に求める望ましい行為、あるいは事業者がやってはならない問題となる行為を整理するものでございますので、この意見は大きな制度論としては非常に重要な意見でございますが、ガイドラインのリーチを超えているというところではございますので、貴重なご意見として賜って、今後の検討に生かしたいと整理をしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。はい、林委員。

○林委員　　3回の審議とパブコメで何回か議論した上での今回のご報告ということで、私のほうはこの案でいいと思います。

以上です。

○八田委員長　　それでは、ただいま事務局からご説明があったとおり、委員会として建議を決定してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、委員会として経済産業大臣への建議をこのように決定いたします。事務局において速やかにして下さるようお願いいたします。

本日、第1部で予定していた議事は以上です。事務局から何かありますでしょうか。

○新川総務課長　　第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。

○八田委員長　　それでは、委員会の第1部をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——